

(配布資料)『出版物への軽減税率の適用を求める集い』2015.6.3 衆議院第一議員会館
一般社団法人 日本書籍出版協会よりの意見表明 理事長 相賀昌宏 (おおが・まさひろ)

日本書籍出版協会理事長の相賀です。発言の機会を戴きありがたく存じます。

日本書籍出版協会は日本雑誌協会、日本書店商業組合連合会ならびに日本出版取次協会の総意として、消費税率 10%引き上げに際し、出版物への軽減税率適用を強く要望します。

すべての国民が、書籍・雑誌等の出版物や新聞に広く触れる機会を持つことは、民主主義の健全な発展と国民の知的生活の向上にとって大事なことです。出版物は生活必需品や医療等とともに、国民の健康で文化的な生活を支え続けるために重要な役割を果たしています。出版物はすぐに生命に関わるものでないだけに、生活維持の緊急性という視点では後回しにしても構わないと思われがちですが、消費増税による値段の引き上げは、どうしても出版物の購入をためらわせる要因となり、いくら図書館・古書店・レンタル店などが読書を支えても、長期的には新刊書店での出版物の購入減少と出版社・執筆者への還元減少、新たな出版物の再生産減少ということを引き、国民の知的・文化的な環境の衰退という悪循環に陥る可能性が大きいと考えます。

ヨーロッパの国々や多くの先進国では、その国の文化の持続発展に必要なものとして、出版物への軽減税率（イギリスでは税率ゼロ）が適用されています。（ただし、フランスなど「ポルノ」については標準税率となっている国もあります。）日本も文化政策という観点から出版物への軽減税率を導入すべきだと思います。なお、当協会はすべての出版物に軽減税率を適用すべきと考えますが、フランスの例なども参考にして対応したいと検討を進めています。

日本の出版界は、これまで一部雑誌・書籍について、青少年の健全育成を目的として業界団体による出版倫理協議会ならびに第三者機関である出版ゾーニング委員会による自主規制活動として「成年向け雑誌マーク」などを当該版元に要請し、「区分陳列」など販売に制限を設けて来ました。たとえば東京都青少年健全育成審議会では不健全図書として平均月に2点が指定されていますが、月に1万点以上出版される図書類の0.03%以下ということからも自主規制による選別とその機能は社会的にも信頼に足るものといえます。

今回の軽減税率適用にあたっては、出版倫理協議会ならびに出版ゾーニング委員会の機能を活用し、さらに有識者の方々のお力も借りて「軽減税率専門委員会」を設け、軽減税率の適用が社会的に理解を得がたい出版物は標準税率にするよう出版社に要請するといった自主的区分をしていこうと考えています。

軽減税率の導入による税収減少については、海外事業者からの電子書籍の配信等の消費税を課税することにより 200 億円以上の税収増が見込めます。出版物の売上は1兆6千億円ですから、たとえば消費税 10%時に軽減税率 8%とすれば差額の税収減少は約 320 億円です。全部は補填できなくても一部は補填可能だということです。

軽減税率への店頭対応や経理事務負担については、増税による店頭からの客離れの方が危機感は大きく、軽減税率の対応は大変でも導入が決まれば、業界挙げて全力で取り組む覚悟です。

最後に、重ねて出版物への軽減税率適用をお願いして、出版界からの意見表明を終わります。

提 言

私たちは、2017年4月に予定されている消費税率10%への引き上げに際し、出版文化に軽減税率を適用することを求めます。

現在、生活必需品である食料品への軽減税率適用が検討されております。食が「身体の糧」であると同様に、書籍・雑誌等の出版物は「心の糧」であり、生きていく上で欠かせない必需品です。わけても子どもたちにとって読書体験は人格形成の基本を構築していく上で不可欠なものです。加えて、出版物は健全な民主社会を構成するための知的インフラであり、知力、技術力、国際競争力の源でもあります。

ヨーロッパの国々や多くの先進国では、出版物に軽減税率が適用されています（イギリスでは税率ゼロ）。各国は、出版物をその国の文化の持続的発展や国民の知的水準を維持・向上させる上で必要な存在と位置づけ、国民が容易にかつ低価格で手に入れることが可能なように制度として保障しているのです。

憲法 25 条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されています。最低限度の健康的な生活に食料品が不可欠であるように、出版物は最低限度の文化的生活に必要不可欠です。

出版物への軽減税率適用は、必ず実現すべきものと考えます。

2015年4月22日
出版文化に軽減税率適用を求める有識者会議

2015年4月22日

出版文化に軽減税率適用を求める有識者会議 委員名簿

【有識者委員】

<作家、ジャーナリスト>

浅田 次郎（日本ペンクラブ会長）
内館 牧子
姜 尚中
樹林 伸
里中 満智子
篠 弘（日本文藝家協会理事長）
田原 総一郎
弘兼 憲史
村山 由佳
柳田 邦男

<学識者>

座長 片山 等（国士舘大学法学部教授、出版ゾーニング委員会委員長）
曾我部 真裕（京都大学大学院法学研究科教授）
山田 健太（専修大学文学部教授）

=====

【出版団体委員】

相賀 昌宏（日本書籍出版協会理事長）
石崎 孟（日本雑誌協会理事長）※代理：堀内 丸恵（雑協理事、集英社社長）
小峰 紀雄（読書推進運動協議会会長）
肥田 美代子（出版文化産業振興財団理事長）
藤井 武彦（日本出版取次協会会長）※代理：平林 彰（日本出版販売社長）
船坂 良雄（日本書店商業組合連合会会長）

以上 19 名、敬称略